

教育データの利活用に関するガイドライン 概要①

- 教育総合データベースの構築・運用に当たっては、個人情報を利用することになることから、**住民に対して「何のためのデータ連携なのか」等について、丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要。**
- このため、教育データの利活用に関するガイドライン（案）を、**教育政策シンクタンク アドバイザリーボードで外部有識者の御知見・御意見もいただきながら策定**。国の最新の動向も参考として策定しているが、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の成果・課題等を踏まえつつ、**必要な場合には、適宜見直し**。
- 仮に本ガイドラインに記載した内容と、**実際の運用が大きく異なることとなつた場合**には、その程度に応じて、**シンクタンク所長又はアドバイザリーボードに諮ることとする**。

教育データ利活用の基本的な方針

（※）基本的な方針に係ることについては教育データの利活用全般に、具体的措置に関することは教育総合データベースに、それぞれ主として適用されることを想定。

①教育は技術に優先する

データベースをはじめとしたデータ利活用の目的は、**誰一人取り残さない、子供たち一人一人に応じた支援**の実現
データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れていないもの」が**存在**することを常に認識し、**手段**であるデータ利活用が**目的**化しないようにする必要

②差別的取扱いの禁止等

教育データの利活用により、例えば、特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測するなど、**児童生徒個々人のふるい分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながることがないようにする**
本人や保護者の望まない形で行われることによって、**個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする**必要

③内心の自由の保障等

教育データの利活用により、本人が外部に表出することを**望まない内面の部分を可視化することがない**ようにする
行動の細部まで把握され、逐一監視されるような教育環境に置かれるとすれば**自由の制約**になる可能性もあり、留意する必要

④教育の機会均等と水準の維持向上

教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利活用し、**成績等の序列化や一面的な評価につながることのない**ようにする
何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要

教育データの利活用に関するガイドライン 概要②

教育データ利活用に際しての具体的措置

データガバナンス体制の確立 … 主体ごとの適切な役割分担の下、相互に連携・協力して実証事業に取り組む

- | | |
|-----------|--|
| 1.総括管理主体 | データガバナンス体制の中核的な役割。データ連携の目的の設定、データ項目の 必要最小限性の担保 、 個人情報保護 措置の実施、 委託先の監督 等 |
| 2.保有・管理主体 | データを扱う 担当者・責任者 の明確化。元の利用目的分野を超えてデータを提供する 必要性 、 取得・提供方法 等を総括管理主体とともに整理 |
| 3.分析主体 | 傾向を分析し、判定ロジックやアルゴリズム についてまとめる。単体で個人を識別できる記述等を削除するなど、情報の適正な取扱いの確保を図る |
| 4.活用主体 | 困難な状況にあると判断した子供の アセスメント を行い、 pus型支援 等を実施。 支援状況の継続的な記録や支援策の有効性の評価 を行う |

安全管理措置 … 個人情報保護法令や戸田市情報セキュリティポリシー等の関係法令に則り、**個人情報等の安全管理**のための必要かつ適切な措置を講ずる

- | | |
|-------|---|
| 1.組織的 | 管理責任者や個人情報等を扱う担当者を指定。漏えい等の事案が発生した場合の 報告体制 を明確化するとともに、定期的に取扱状況を把握 |
| 2.人的 | 高い規範意識が必要。職員全般に対する教育・研修とは別途、 データベースの管理・運用・セキュリティ対策等に関する研修 を関係職員に対して実施 |
| 3.物理的 | 立ち入り権限の制限、 入退室記録 による監視、外部媒体の 持ち込み 制限。 事業者 に対しても適切な措置を依頼し、必要に応じ モニタリング を行う |
| 4.技術的 | 職種や所属等に応じた アクセスコントロール 。アクセスログ機能をDBに実装。出力データの 持ち出しを制限 し、 不要データ は廃棄・削除を適切に行う |

関係者に対する丁寧な説明等 … 児童生徒を全て対象とすることや機微性の高い情報も含まれることから、**丁寧な説明**を尽くし、**理解の醸成**を図る

- | | |
|--------------------|---|
| 1.利用目的の丁寧な説明 | 改正個人情報保護法を踏まえて、児童生徒本人や保護者に対する丁寧な説明を尽くす。国の検討状況も踏まえ、府内関係部局と連携しつつ、整理 |
| 2.学校現場にデータ利活用文化を醸成 | データ利活用の視点 (目的、範囲、粒度、鮮度、文化)と併せ、学校訪問等で 利活用を支援 。今後、 アンバサダー 等を通じた伴走型支援 |
| 3.市民・世論の理解醸成 | アドバイザリーボード等を通じ、DBに係る検討内容やプロセスについて 幅広く世間に公開 。デジタル化やデータ連携の利点を 分かりやすく情報発信 |
| 4.開示請求等の対応 | 分析結果に対し自己開示請求があった場合、条例に基づき、 本人の権利利益擁護に最善 の措置は何かという視点も踏まえ、慎重かつ個別具体的に判断 |

データベースの構築・運用の在り方 … 教育関係者も容易に理解・活用できる**UIの構築**、行政文書の**適切な記録・保管**と**ビッグデータ**としての利活用

- | | |
|---------------|---|
| 1.ユースケース | 具体的な活用イメージから当面想定されるユースケースを設定（ 児童生徒ダッシュボード 、 不登校発現リスク判定 、 学校カルテ 等） |
| 2.実装すべき機能 | DBの根幹を成す ダッシュボード機能 、pus型支援に必要な アラート機能 を含め、最終的に実装すべき機能を整理（可能なものから随時実装） |
| 3.対象年度 | 当面の作業としては、 直近のデータ2年度分 を優先。優先順位を定めつつ、隨時、それ以前の年度に遡ってデータリストを整備することも検討 |
| 4.保存期間 | 法令や市の規程 に基づいて管理。分析結果等はDBに固有の情報であり、規程等を考慮すると 5年を基本としつつ個別具体的に検討 することが適當 |
| 5.卒業等に際しての取扱い | 政策目的上不要 になった段階で個人情報としては削除・廃棄。氏名等の 単体で個人を識別できる記述 を削除した情報としての蓄積方策も今後検討 |
| 6.DBの活用 | データフォーマットや標準化手法 の公開。学術研究機関等とは 単体で個人を識別できる記述 を削除した上での提供を基本とし、 個別に覚書 を締結 |

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況①

いただいた御意見

(1) 個人情報保護については、委託先の管理も含めて対象となっている。どう監督できるかについて、個別に協議していくといった旨を記載することも必要ではないか。

(2) リクナビ事件における行政指導の内容に鑑みれば、重要性に応じて個人情報の管理の仕方を分けることが必要。SOS情報や不登校情報は非常に重要度が高いので、管理の度合いを上げていくといった視点も必要となるのではないか。

(3) どこまでのデータをどこまで使うかによって、対応が異なってくる。保存期間5年、卒業等に際しては削除、外部への共有は限定的に、とガイドラインに記載されているが、一部自治体では小中高大まで含めてデータベースを作ろうとしているという話もあり、今後教育データが使われる事例を集めて、それに照らしてガイドラインについても見直しをしていくことも重要。

対応状況

(12頁) 以下のように修正。

(中略) 個人情報の取扱いを事業者等に委託等する場合においては、自らが行うべき安全管理措置の一環として、当該事業者等に対する監督等を行うこととしており、法令遵守のための監督等の在り方について、当該事業者等と個別に協議を行っていく。

(16頁) 以下のように修正。

(中略) 具体的には、ID及びパスワードによる個人単位で、職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理（アクセスコントロール）を定めるとともに、例えば機微性の高い情報を取り扱う場合には、**その性質を踏まえ、データ項目単位で生体認証等の2要素認証を行うなど、適切な管理を行うこと**とする。このように、「付与する権限は必要最小限にする」との基本的な考え方の下で、アクセスコントロールのための措置を講ずることとする。

(5頁) 以下のように修正。

また、本ガイドラインは、「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」や文部科学省「教育データの利活用に関する有識者会議」といった、国の最新の動向も参考として策定している。他方、**行政サービスを直接的に提供する主体である基礎自治体としては、教育データ利活用の取組は、何よりも後述の具体的なユースケース（実際に起こっている事例のみならず、今後想定される事例も含む。）を踏まえて検討・推進されるべきものであることから、本ガイドラインについては、一度決定したら終わりというものではなく、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の蓄積や、当該事例における成果・課題等の進捗を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直しを行うこと**としたい。

(32頁) 以下のように修正。

(中略) 他方、上記の指導要録や健康診断票の保存期間が5年であること、及び文書管理規程上10年保存とされている文書が「告示及び広告に関する文書等」「市議会に関する重要な文書等」といった文書であることにも鑑みれば、データベースにおける分析結果等の保存期間は5年を基本としつつ、対象となる文書ごとに、個別具体的に検討を行うことが適当であると考える。

(25～27・36～37頁) ユースケースについて大幅に加筆。（※(8)も参照）

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況②

いただいた御意見

(4) ガイドラインについては、色々な議論が有り得るのだと思う。細かい所について、今書かれているものとは別の設定の仕方の可能性もあり、そういった議論も今後出てくると思われる所以、公開する際には議論自体も並べて公開するのが良いのではないか。例えばコメントやメタデータ、議論や批判など、他の自治体がガイドラインを作る時に、いくつかの可能な選択肢が見られるような形で公開できると良い。

(5) 基本的な方針の「差別的取扱いの禁止等」「内心の自由の保障等」については非常に重要だが、どのように担保していくのか。

データが集まれば集まる程、色々活用したくなる誘惑が働く分野だと思うが、行き過ぎないように歯止めをかけるシステムなど、考えていることについてお聞きしたい。

(6) 誰一人取り残されない支援の実現、さらには自立に繋がっていくことが結果として重要であり、研究者の力も借りながら、アウトカム評価の所まで行ってこそ成果だと考える。不登校はやればやつただけ施策が生まれ続けていく性質のものだが、その積み重ねが現場の疲弊感にもなるし、焦点化が必要になってくることも有り得るかもしれない。

対応状況

(21頁) 以下のように修正。

今後とも、本市の開催する会議や、国の会議も含め、様々な機会を捉えて、データベースの進捗状況やその成果・課題等について積極的に情報発信を行っていく。**その際、特に、取組に至るまでの過程の議論についても、他の自治体が同様の施策を実施しようとする際に、例えば複数の選択肢や判断基準等が分かるような形で、公開することを検討していく。**

(本資料8～9頁) 検討の視点（選択肢）をいくつかの観点で提示。

(5頁) 以下段落を追記。

さらに、仮に本ガイドラインに記載した内容と、実際の運用が大きく異なることとなった場合^{*9}には、その程度に応じて、シンクタンク所長又はアドバイザリーボードに諮ることとする。

^{*9} 例えば、当初想定していなかった機微性の高い情報をデータベースに登録したり、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することとなった場合などが考えられる。

(6頁) 教育データ利活用の効果の例において、「**政策効果の検証などEBPM・EIPPの実現**」を追記。

(40頁) 新たに設けた「IV. 今後の方向性」の章の最後で、以下段落を追記。

また、その際、教育データの利活用により、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現という目的にどの程度寄与することができたかという、政策効果の検証についても、適切な指標を設定しつつ、有識者の助言も得ながらしていく。

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況③

いただいた御意見

(7) 卒業等に際してのデータの取扱いについて、法律に則って目的上必要でなくなった段階で個人情報としては破棄・削除することとなることがあるが、転入・転出があっても、その子が困難を抱えているという把握がされているのであれば、次の自治体に行ったときに幸せに生きているのか、支援が繋がっているのかということについて、少なくとも問い合わせがあった時に答えられるようにしておくことが必要ではないか。中学生の所まで支援した子がその先どうなっていくかが見えなくなってしまうことが、引きこもりや就労困難といったもっと大きな社会問題になった時にやっと発見されるまで、データが引き継がれないと追いかけることが出来ない。そういう意味で、今後踏み込んで検討いただけすると有難い。

対応状況

(33頁) 以下のように修正。

このため、こうした場合においても、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積し、分析することにより、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援につなげる方策についても、今後検討していくこととする。また、個人情報としてのデータの引き継ぎについては、まず、どのような制度上・運用上の課題があるかについて整理を行った上で、制度上の課題に関わるものについては、国とも問題意識を共有することとする。

第3回アドバイザリーボード（R4.11.14）における意見への対応状況④

いただいた御意見

(8) 今回のデータベースが、SOSの兆候が発見されないと次に結びつかない仕組みになっているように見える。例えば貧困や虐待については要保護児童対策地域協議会であれば情報を掴んでいることもあるのではないか。また、不登校については学校環境による部分も有り得るので、学校や教師の条件など、学校関係者全体のWell-Beingに関わる側面についても見る必要があるのではないか。

(9) このような川下での政策に加えて、川上での政策、いかに不登校等を予防できるか、についても検討していく必要があると考える。

対応状況

(25～27頁) 具体的な活用イメージについて大幅に加筆。その中で、以下のように記載。

特に、①子供たちのSOSの早期発見・支援のうち不登校について、当面、最も優先度の高いものとして検証を行っていく。本市では、長期欠席調査として、不登校を理由として、年間に30日以上欠席した児童生徒（国における不登校の定義）のほか、当月において10日以上欠席した児童生徒を把握していることから、これを通じて、いわゆる不登校傾向の児童生徒についても分析の射程としているところである。

例えば、以下のイメージ図にあるように、ある月の長期欠席調査で報告の対象となった児童生徒がいた場合、その児童生徒がその時点よりも前の各種調査の段階でどのような状況であったのか、学校生活の状況が学習・校務データとしてどのように表れていたかなどに何らかの特徴があれば、そうした過去データの分析を通じて、同様のSOSが事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討できるのではないか、ということを検証していく。

（中略）また、②貧困・虐待等の困難を有する子供への支援については、上記①のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないかを検証していく。この点、例えば他自治体の先行事例においては、子供の貧困対策に資する支援のシステムにおける、子供の状態の総合判定によって「重点支援」の対象とされた児童生徒のうち25%が学校における見守りの対象ではなかったことが明らかになっており、こうした事例も参考にしつつ、具体的な方策について検討していくこととする。

(38～40頁) 新たに「IV. 今後の方向性」を設け、その中で、不登校施策としての「戸田型オルタナティブ・プラン～誰一人取り残さない教育の実現～」や、学校管理職のリーダーシップ向上のための「学校経営ループリック（仮称）」の策定について記載。その上で、最後に以下段落を追記。

このように、データベースの構築を待つことなく、様々な施策の充実に取り組んでいるところであり、今後は、教育データの利活用を通じて見えてきた成果や課題、学校現場からのニーズ等を踏まえつつ、これらの施策自体の一層の充実や見直しに努めていくこととする。

アドバイザーからいただいたその他の意見

- 基本的な方針の「本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することができないようにする」という点について、仮に可視化されるおそれのある情報が出てきた場合の取扱いについても記載する必要はないか。
- 機微性の高い情報についても丁寧な説明を図るとともに、その範囲を広げたり変更したりする場合などには、直ちにその内容を周知するようにする必要があるのではないか。
- 開示請求等以外にも、いわゆるデータ・ポータビリティ権の行使といったことも考えられ、こうしたことについても想定しておく必要があるのではないか。
- 各ユースケースのそれぞれにおいて、総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体がどのような役割をそれぞれ担うのか、これらの主体が何をしなければならないのか・してはならないのかについて、より明確に記載する必要があるのではないか。
- 既に記載されている削除請求のほか、例えば児童生徒本人がデータを「残してほしい」「移してほしい」と言ってきた場合において、どのように対応するのかについて検討が必要ではないか。

ガイドライン策定に当たっての検討の視点①

～連携の対象となるデータ～

幅広いデータ項目

子供に関するあらゆるデータ項目を幅広に収集してデータベースに搭載し、その中から有意義なものを分析を通じて見出す。

(○メリット／×デメリット)
○より多くのデータにより、SOSを一層正確に発見できる可能性がある。
×なぜそのデータ項目が必要なのか、について説明責任が十分に果たせない。

限定されたデータ項目

目的に即して、解決したい課題の要因に関連するデータ項目に絞って、かつデータが分析に耐え得る程度まで整っているものについてデータベースに搭載し、分析を行う。

(○メリット／×デメリット)
○データ連携の範囲について、説明責任を十分に果たすことが可能。
×検証する仮説によっては、予測モデルの精度が十分に高くならない可能性がある。



個人情報等の取扱いが**目的達成のために必要最小限の範囲内で相当である必要がある**という観点を踏まえれば、
幅広いデータ項目を連携の対象とすることは合理性を欠くため、データ項目を限定した上でデータベースに搭載することとした。

ガイドライン策定に当たっての検討の視点②

～データベースの具体的な活用イメージ～

授業を科学する

子供の学習上のつまずきや教師の優れた指導技術の可視化・言語化・定量化を通じて、子供たち一人一人への学習上のサポートや教師の授業力向上を目指す。

(特徴)

- ・学習指導に責任を持つ教師を中心として対応することが可能。
- ・学習データは様々な種類があるが、分析にはある程度の標準化が必要。
- ・教員評価の材料や指導の画一化に陥らないようにする必要。

生徒指導を科学する

不登校等のSOSが事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討することを目指す。

(特徴)

- ・不登校等の要因によっては、対応する際に関係機関との連携が必要になる。
- ・悉皆性のある校務・行政データを中心として分析を行うことが可能。
- ・教職員の判断を補強するものとして位置付ける必要。



「授業を科学する」に関しては、現時点においては、**鮮度・頻度の高い標準化された学習データがないこと**等から、個人情報を利用するものとしては、まずは不登校等の**「生徒指導を科学する」ことをデータベースの対象**とすることとした。